

写

半 期 報 告 書

第 88 期中 自 平成 15 年 4 月 1 日
 至 平成 15 年 9 月 30 日

株 式 会 社

琉 球 銀 行

501082

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月19日

【中間会計期間】 第88期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 098(866)1212 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総合企画部長 浦 崎 唯 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(5296)8617

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 石 川 眞 一

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、証券取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第 88 期中（自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成 15 年 12 月 19 日に提出したデータに変換する前のワードプロセッサファイルに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記と同様の方法により出力・印刷した中間監査報告書を末尾に綴じ込んであります。

株 式 会 社

琉 球 銀 行

目 次

【表紙】	1	頁
第一部 【企業情報】	2	
第1 【企業の概況】	2	
1 【主要な経営指標等の推移】	2	
2 【事業の内容】	5	
3 【関係会社の状況】	5	
4 【従業員の状況】	5	
第2 【事業の状況】	6	
1 【業績等の概要】	6	
2 【生産、受注及び販売の状況】	27	
3 【対処すべき課題】	27	
4 【経営上の重要な契約等】	27	
5 【研究開発活動】	27	
第3 【設備の状況】	28	
1 【主要な設備の状況】	28	
2 【設備の新設、除却等の計画】	28	
第4 【提出会社の状況】	29	
1 【株式等の状況】	29	
(1) 【株式の総数等】	29	
【株式の総数】	29	
【発行済株式】	29	
(2) 【新株予約権等の状況】	30	
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	31	
(4) 【大株主の状況】	31	
(5) 【議決権の状況】	32	
【発行済株式】	32	
【自己株式等】	32	
2 【株価の推移】	33	
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	33	
3 【役員の状況】	33	
第5 【経理の状況】	34	
1 【中間連結財務諸表等】	35	
(1) 【中間連結財務諸表】	35	
【中間連結貸借対照表】	35	
【中間連結損益計算書】	37	
【中間連結剰余金計算書】	38	
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	39	
【事業の種類別セグメント情報】	70	
【所在地別セグメント情報】	70	
【国際業務経常収益】	70	
(2) 【その他】	71	
2 【中間財務諸表等】	72	
(1) 【中間財務諸表】	72	
【中間貸借対照表】	72	
【中間損益計算書】	74	
(2) 【信託財産残高表】	92	
(3) 【その他】	92	
第6 【提出会社の参考情報】	93	
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	93	
中間監査報告書		
前中間連結会計期間	95	
当中間連結会計期間	97	
前中間会計期間	99	
当中間会計期間	101	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月19日

【中間会計期間】 第88期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 098(866)1212 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員総合企画部長 浦 崎 唯 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(5296)8617

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 石 川 眞 一

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、証券取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,874	23,317	22,359	46,273	45,149
うち連結信託報酬	百万円	1,660	1,088	1,111	832	1,130
連結経常利益	百万円	1,945	4,951	2,314	2,578	4,748
連結中間純利益	百万円	2,983	3,188	1,462		
連結当期純利益	百万円				6,017	4,482
連結純資産額	百万円	79,581	84,896	87,231	81,771	85,917
連結総資産額	百万円	1,448,234	1,423,655	1,475,353	1,427,452	1,421,558
1株当たり純資産額	円	1,376.59	1,561.66	1,635.84	1,452.86	1,569.45
1株当たり中間純利益	円	93.33	100.45	50.64		
1株当たり当期純利益	円				188.43	134.46
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	48.12	48.87	25.57		
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円				90.27	65.57
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.22	10.06	10.37	9.33	10.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	81,948	50,878	2,833	102,311	56,948
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	82,140	5,032	522	35,726	1,699
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	735	879	736	1,612	1,904
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	23,342	42,515	28,060		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				89,276	32,174
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,528 [224]	1,484 [258]	1,422 [288]	1,496 [236]	1,435 [260]
信託財産額	百万円	128,555	91,533	67,876	107,399	80,391

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度の1株当たり当期純利益及び1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 平成14年度中間連結会計期間から「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
- 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	22,582	20,500	20,912	42,842	41,087
うち信託報酬	百万円	1,660	1,088	1,111	832	1,130
経常利益	百万円	579	4,147	1,913	927	4,528
中間純利益	百万円	1,938	2,550	1,208		
当期純利益	百万円				4,875	4,137
資本金	百万円	44,127	44,127	44,127	44,127	44,127
発行済株式総数	千株	普通株 28,907 優先株 8,000				
純資産額	百万円	81,317	85,603	87,704	83,408	86,645
総資産額	百万円	1,442,786	1,419,140	1,471,158	1,422,264	1,417,705
預金残高	百万円	1,231,014	1,228,606	1,272,594	1,222,030	1,267,342
貸出金残高	百万円	1,009,912	1,003,316	1,104,784	1,026,033	1,064,397
有価証券残高	百万円	252,907	201,056	205,038	205,391	203,288
1株当たり中間配当額	円	普通株 20.00 優先株 37.50	普通株 25.00 優先株 37.50			
1株当たり配当額	円				普通株 40.00 優先株 75.00	普通株 40.00 優先株 75.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.34	9.99	10.40	9.35	10.19
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,349 [128]	1,321 [158]	1,273 [193]	1,325 [139]	1,277 [162]
信託財産額	百万円	128,555	91,533	67,876	107,399	80,391
信託勘定貸出金残高	百万円	86,363	69,975		77,285	62,536
信託勘定有価証券残高	百万円					

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業務	クレジット カード業務	信用保証業務	事務集中業務	その他	合計
従業員数(人)	1,273 [193]	20 []	11 [2]	23 [68]	95 [25]	1,422 [288]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員506人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	1,273 [193]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員335人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、琉球銀行労働組合と称し、組合員数は1,082人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は3名であります。
なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

金融経済環境

平成15年度上半期の国内経済は、概ね横ばいで推移しました。企業収益が改善し、設備投資も緩やかに持ち直しましたが、家計部門の所得・雇用環境の厳しさが続いたことから個人消費が横ばいで推移し、公共投資も低調な動きとなりました。

一方、県内経済は、持ち直しの動きが続きました。観光部門では入域観光客数が年度上半期としての過去最高となり、個人消費も猛暑効果により夏物商品を中心に底堅く推移しました。また、建設関連では公共工事が低水準であった前年を上回り、住宅着工戸数も貸家を主体に概ね高水準で推移するなど持ち直しの動きがみられました。この間、雇用情勢については求人数が増加しましたが、失業率は若干の改善にとどまりました。企業倒産については建設業を中心にやや増加傾向をみせました。また物価動向は消費者物価が引き続き前年を下回るなどデフレ傾向が続きました。金融面では県内5行庫の預金、貸出とも前年を上回って推移しました。

営業の経過および成果

このような金融経済環境の下、琉球銀行は本年4月より、中期経営計画「Quality 2003（クオリティ2003）」をスタートさせました。Quality2003では、「安定した収益基盤の確立」を経営目標に掲げ、「中小企業向け貸出の拡充」、「預かり資産の販売促進」、「貸出資産の良化」に重点的に取り組んでまいりました。

りゅうぎんグループは、りゅうぎんビジネスサービス株式会社、りゅうぎん総合管理株式会社、りゅうぎん不動産管理株式会社、りゅうぎんオフィスサービス株式会社、りゅうぎん保証株式会社、株式会社りゅうぎんディーシー、株式会社琉球リースの子会社等を含めた計8社体制となっておりますが、りゅうぎんグループ各社においても徹底した業務の効率化による収益力の強化と営業基盤の拡充に努め、高品質の総合金融サービスの提供に注力してまいりました。

グループ全体の収益状況につきましては、前倒し処理等不良債権処理を積極化したことなどから、経常利益は前年同期比26億37百万円減少の23億14百万円、中間純利益は同17億26百万円減少の14億62百万円となりました。

平成15年9月末におけるグループ全体の資産は1兆4,753億53百万円、負債は1兆3,873億66百万円となっております。

なお、琉球銀行の今年度配当につきましては、経営の安定性を確保する観点から、普通株式、優先株式とも期末に一括して実施することとしております。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計年度における現金及び現金同等物は、資金の効率的運用に努めました結果、41億14百万円減少し、280億60百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、信託勘定借等の増加を主因に 28億33百万円となり、前中間連結会計期間比480億45百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還等を有価証券取得等による支出が上回ったことから 5億22百万円となり、前中間連結会計期間比55億54百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払を主因に 7億36百万円となり、前中間連結会計期間比1億43百万円の増加となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は148億40百万円、信託報酬は11億11百万円、役務取引等収支は21億16百万円、その他業務収支は5億26百万円となっております。

部門別に見ますと、国内部門の資金運用収支は147億46百万円、国際部門の資金運用収支は1億4百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,681	140	106	14,715
	当中間連結会計期間	14,746	104	11	14,840
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	15,760	530	158	13 16,119
	当中間連結会計期間	15,704	366	75	14 15,981
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,079	390	52	13 1,403
	当中間連結会計期間	958	261	64	14 1,141
信託報酬	前中間連結会計期間	1,088			1,088
	当中間連結会計期間	1,111			1,111
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,405	38	481	1,961
	当中間連結会計期間	2,535	33	452	2,116
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,665	51	913	2,803
	当中間連結会計期間	3,907	53	907	3,053
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,259	13	431	841
	当中間連結会計期間	1,371	20	454	937
その他業務収支	前中間連結会計期間	532	155		688
	当中間連結会計期間	254	271		526
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	635	155		791
	当中間連結会計期間	257	279		537
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	103			103
	当中間連結会計期間	2	8		11

- (注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の平均残高は1兆3,206億77百万円、そのうち貸出金が1兆147億11百万円、有価証券が1,910億42百万円となっております。資金運用利回りは2.43%、そのうち貸出金が2.98%、有価証券が0.66%となっております。

一方、資金調達勘定の平均残高は1兆2,834億42百万円、そのうち預金が1兆2,521億12百万円となっております。資金調達利回りは0.17%、そのうち預金が0.12%となっております。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,280,839	15,760	2.45
	当中間連結会計期間	1,298,348	15,704	2.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	979,240	14,771	3.00
	当中間連結会計期間	1,014,685	15,164	2.98
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	632	0	0.08
	当中間連結会計期間	130	0	0.41
うち有価証券	前中間連結会計期間	236,807	963	0.81
	当中間連結会計期間	171,954	529	0.61
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	45,547	0	0.00
	当中間連結会計期間	74,786	0	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	14,918	10	0.14
	当中間連結会計期間	3,736	0	0.02
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(13,957) 1,238,598	(13) 1,079	0.17
	当中間連結会計期間	(18,208) 1,260,906	(14) 958	0.15
うち預金	前中間連結会計期間	1,178,934	587	0.09
	当中間連結会計期間	1,211,530	520	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	5,102	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	14,971	140	1.86
	当中間連結会計期間	13,723	120	1.74

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(13,957) 35,725	(13) 530	2.96
	当中間連結会計期間	(18,208) 40,536	(14) 366	1.80
うち貸出金	前中間連結会計期間	6,818	141	4.14
	当中間連結会計期間	26	0	3.95
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	10,351	39	0.76
	当中間連結会計期間	19,087	100	1.05
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,691	33	1.80
	当中間連結会計期間	2,805	16	1.16
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	453	9	4.10
	当中間連結会計期間	28	0	3.90
資金調達勘定	前中間連結会計期間	35,651	390	2.18
	当中間連結会計期間	40,744	261	1.28
うち預金	前中間連結会計期間	35,496	336	1.88
	当中間連結会計期間	40,582	261	1.28
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,316,564	15,231	1,301,333	16,291	158	16,132	2.47
	当中間連結会計期間	1,320,677	13,753	1,306,923	16,056	75	15,981	2.43
うち貸出金	前中間連結会計期間	986,059	6,784	979,274	14,912	52	14,860	3.02
	当中間連結会計期間	1,014,711	6,542	1,008,168	15,164	64	15,100	2.98
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	632		632	0		0	0.08
	当中間連結会計期間	130		130	0		0	0.41
うち有価証券	前中間連結会計期間	247,158	5,935	241,223	1,003	106	897	0.74
	当中間連結会計期間	191,042	5,083	185,959	630	11	619	0.66
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	49,238		49,238	33		33	0.13
	当中間連結会計期間	77,592		77,592	17		17	0.04
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	15,372	2,511	12,861	20	0	20	0.31
	当中間連結会計期間	3,765	2,127	1,638	1	0	0	0.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,274,250	8,654	1,265,595	1,469	52	1,416	0.22
	当中間連結会計期間	1,283,442	7,244	1,276,198	1,205	64	1,141	0.17
うち預金	前中間連結会計期間	1,214,430	2,511	1,211,919	923	0	923	0.15
	当中間連結会計期間	1,252,112	1,032	1,251,080	782	0	782	0.12
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	5,102		5,102	0		0	0.00
	当中間連結会計期間							
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借 取引受入担保金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち コマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	14,971	6,142	8,829	140	52	87	1.97
	当中間連結会計期間	13,723	6,212	7,511	120	64	56	1.49

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(3) 国内・国際部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は30億53百万円、そのうち為替業務によるもの8億10百万円、代理業務によるもの3億9百万円となっております。一方役務取引等費用は9億37百万円、そのうち為替業務によるもの1億50百万円となっております。その結果、役務取引等収支は21億16百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,665	51	913	2,803
	当中間連結会計期間	3,907	53	907	3,053
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	283			283
	当中間連結会計期間	300			300
うち為替業務	前中間連結会計期間	758	51	0	809
	当中間連結会計期間	757	53	0	810
うち代理業務	前中間連結会計期間	641			641
	当中間連結会計期間	309			309
うちクレジット カード業務	前中間連結会計期間	499			499
	当中間連結会計期間	513			513
うち保証業務	前中間連結会計期間	652	0	401	251
	当中間連結会計期間	678	0	425	253
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	22			22
	当中間連結会計期間	20			20
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,259	13	431	841
	当中間連結会計期間	1,371	20	454	937
うち為替業務	前中間連結会計期間	126	13		139
	当中間連結会計期間	130	20		150

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び(連結)子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,195,508	33,098	3,109	1,225,497
	当中間連結会計期間	1,239,630	32,963	2,190	1,270,404
うち流動性預金	前中間連結会計期間	564,275		2,319	561,956
	当中間連結会計期間	592,414		700	591,713
うち定期性預金	前中間連結会計期間	599,994		790	599,204
	当中間連結会計期間	622,568		1,490	621,078
うちその他	前中間連結会計期間	31,237	33,098		64,336
	当中間連結会計期間	24,648	32,963		57,612
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,195,508	33,098	3,109	1,225,497
	当中間連結会計期間	1,239,630	32,963	2,190	1,270,404

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年3月31日		平成15年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,001,291	100.00		
製造業	43,356	4.33		
農業	2,446	0.24		
漁業	355	0.04		
鉱業	5,477	0.55		
建設業	92,573	9.25		
電気・ガス・熱供給・水道業	3,634	0.36		
運輸・通信業	19,241	1.92		
卸売・小売業、飲食店	149,723	14.95		
金融・保険業	20,534	2.05		
不動産業	124,264	12.41		
サービス業	177,850	17.76		
地方公共団体	30,090	3.01		
その他	331,742	33.13		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)			1,103,541	100.00
製造業			43,580	3.95
農業			2,660	0.24
漁業			833	0.08
鉱業			5,026	0.46
建設業			103,118	9.34
電気・ガス・熱供給・水道業			3,192	0.29
情報通信業			6,431	0.58
運輸業			16,015	1.45
卸売・小売業			150,723	13.66
金融・保険業			18,335	1.66
不動産業			140,234	12.71
各種サービス業			203,305	18.42
地方公共団体			34,639	3.14
その他			375,443	34.02
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,001,291		1,103,541	

(注) 1 国内とは当行及び(連結)子会社であります。

2 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	111,019		111,019
	当中間連結会計期間	109,933		109,933
地方債	前中間連結会計期間	9,745		9,745
	当中間連結会計期間	15,425		15,425
社債	前中間連結会計期間	55,532		55,532
	当中間連結会計期間	42,635		42,635
株式	前中間連結会計期間	7,964		7,964
	当中間連結会計期間	10,954		10,954
その他の証券	前中間連結会計期間	2,026	10,114	12,140
	当中間連結会計期間	924	20,664	21,589
合計	前中間連結会計期間	186,289	10,114	196,403
	当中間連結会計期間	179,874	20,664	200,539

(注) 1 国内業務部門は円建有価証券、国際業務部門は外貨建有価証券であります。ただし、円建外国債券は国際業務部門に含めております。

2 外貨建有価証券及び円建外国債券は、「その他の証券」に計上しております。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	69,975	76.45		
その他債権	80	0.09	0	0.00
銀行勘定貸	21,477	23.46	67,876	100.00
合計	91,533	100.00	67,876	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	91,533	100.00	67,876	100.00
合計	91,533	100.00	67,876	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
製造業	1,671	2.39		
農業	186	0.26		
漁業	33	0.05		
鉱業				
建設業	3,050	4.36		
電気・ガス・熱供給・水道業	97	0.14		
運輸・通信業	822	1.17		
卸売・小売業、飲食店	14,983	21.41		
金融・保険業	1,377	1.97		
不動産業	12,999	18.58		
サービス業	20,236	28.92		
その他	14,518	20.75		
合計	69,975	100.00		
製造業				
農業				
漁業				
建設業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
各種サービス業				
その他				
合計				

(注) 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
貸出金	69,975	
その他	21,558	67,876
資産計	91,533	67,876
元本	91,218	67,869
債権償却準備金	155	
その他	160	6
負債計	91,533	67,876

(注) リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末

貸出金69,975百万円のうち、破綻先債権額は489百万円、延滞債権額は11,124百万円、3ヵ月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は3,003百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は14,722百万円であります。

当中間連結会計期間末

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	58	
危険債権	57	
要管理債権	31	
正常債権	553	

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,424	17,421	3
うち信託報酬	1,088	1,111	23
うち信託勘定不良債権処理損失	232		232
貸出金償却	232		232
その他の債権売却損等			
経費(除く臨時処理分)	10,182	10,045	137
人件費	5,068	4,837	231
物件費	4,625	4,725	100
税金	488	482	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,242	7,375	133
一般貸倒引当金繰入額	325	600	925
業務純益	7,567	6,774	793
信託勘定償却前業務純益	7,799	6,774	1,025
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	7,474	7,375	99
うち債券関係損益	523	267	256
臨時損益	3,420	4,861	1,441
株式関係損益	259	656	915
銀行勘定不良債権処理損失	3,499	5,817	2,318
貸出金償却	1,179	2,328	1,149
個別貸倒引当金繰入額	1,564	3,189	1,625
債権売却損失引当金繰入額	30		30
特定債務者支援引当金繰入額	404		404
投資損失引当金繰入額	97	156	59
信託元本補填引当金繰入額	52		52
共同債権買取機構売却損		120	120
その他の債権売却損等	169	22	147
その他臨時損益	339	299	40
経常利益	4,147	1,913	2,234
特別損益	186	312	126
うち動産不動産処分損益	39	76	37
税引前中間純利益	4,333	2,225	2,108
法人税、住民税及び事業税	11	13	2
法人税等調整額	1,771	1,004	767
中間純利益	2,550	1,208	1,342

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.42	2.38	0.04
(イ)貸出金利回	2.97	2.94	0.03
(ロ)有価証券利回	0.81	0.61	0.20
(2) 資金調達原価	1.74	1.65	0.09
(イ)預金等利回	0.09	0.08	0.01
(ロ)外部負債利回	0.96	1.35	0.39
(3) 総資金利鞘	-	0.73	0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	17.64	16.87	0.77
業務純益ベース	17.86	15.50	2.36
中間純利益ベース	6.01	2.76	3.25

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,228,606	1,272,594	43,988
預金(平残)	1,214,430	1,252,112	37,682
貸出金(未残)	1,003,316	1,104,784	101,468
貸出金(平残)	980,967	1,009,555	28,588

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	820,099	858,366	38,267
法人	314,097	329,254	15,157
合計	1,134,197	1,187,620	53,423

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	312,111	356,888	44,777
うち住宅ローン残高	254,105	293,958	39,853
うちその他ローン残高	58,006	62,930	4,924

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	907,400	982,746	75,346
総貸出金残高	百万円	1,003,316	1,104,784	101,468
中小企業等貸出金比率	/ %	90.44	88.95	1.49
中小企業等貸出先件数	件	105,127	98,827	6,300
総貸出先件数	件	105,220	98,923	6,297
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.91	99.90	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	91,218	67,869	23,349
		平残	97,922	73,381	24,541
貸出金	金銭信託	末残	69,975		69,975
		平残	73,168	56,535	16,633

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	73,542	54,445	19,097
法人	13,827	12,165	1,662
合計	87,369	66,610	20,759

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	4,827		4,827
うち住宅ローン残高	2,232		2,232
うちその他ローン残高	2,594		2,594

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	60,682		60,682
総貸出金残高	百万円	69,975		69,975
中小企業等貸出金比率	/ %	86.71		86.71
中小企業等貸出先件数	件	3,690		3,690
総貸出先件数	件	3,704		3,704
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.62		99.62

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	156	823	130	810
保証	5,516	52,363	1,632	24,060
計	5,672	53,187	1,762	24,870

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	43,979	44,007
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式払込金		
	資本剰余金	29,632	29,632
	利益剰余金	8,498	10,800
	連結子会社の少数株主持分	900	755
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()	805	
	自己株式払込金		
	自己株式()	45	60
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	82,160	85,134
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,877	1,877
	一般貸倒引当金	5,796	5,757
	負債性資本調達手段等	3,540	2,860
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	3,540	2,860
	計	11,214	10,495
うち自己資本への算入額 (B)	11,214	10,495	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	93,323	95,579
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	878,071	898,492
	オフ・バランス取引項目	49,446	22,735
	計 (E)	927,518	921,228
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		10.06	10.37

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	43,979	44,007
	うち非累積的永久優先株	20,000	20,000
	新株式払込金		
	資本準備金	29,632	29,632
	その他資本剰余金		
	利益準備金	702	849
	任意積立金	5,911	8,115
	中間未処分利益	2,550	2,261
	その他		
	その他有価証券の評価差損()	805	
	自己株式払込金		
	自己株式()	5	14
	営業権相当額()		
	計 (A)	81,966	84,852
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,877	1,877
	一般貸倒引当金	4,779	5,669
	負債性資本調達手段等	3,540	2,860
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,540	2,860
	計	10,197	10,407
	うち自己資本への算入額 (B)	10,197	10,407
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,113	95,209
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	872,510	892,667
	オフ・バランス取引項目	49,285	22,610
	計 (E)	921,796	915,278
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		9.99	10.40

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものでありません。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	417	433
危険債権	403	407
要管理債権	452	463
正常債権	9,320	10,009

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当グループにおける最も重要な課題は、「安定した収益基盤の確立」および「不良債権問題の抜本的解決」であると認識しております。一方、経済社会が構造的に変化する中、地域金融機関の存在意義が改めて問われている時代でもあり、課題解決にあたっては地域経済における金融機関の役割を十分に認識したものでなければなりません。

このような中、琉球銀行は本年8月「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定しました。これは、お客様との長期的な信頼関係に基づく新しいビジネスモデルを構築し、地域経済の活性化と当行の収益性向上・健全性確保を同時に目指していく取り組みです。

琉球銀行は、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」ならびに「中期経営計画」の諸施策を着実に実行することで、当グループにおける課題に対処していくとともに、地域のお客様の抱える問題の解決、より円滑な資金供給に全力で取り組んでまいります。あわせて、りゅうぎんグループにおきましても「沖縄になくてはならない総合金融グループ」を目指し、お客様が必要とするときに必要な商品・サービスを迅速に提供できる態勢の構築に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		マックスパ リユー石川出張 所	沖縄県石川市	店舗外 A T M		4.27	平成15年9月
国内連結子会 社							

(注) 海外子会社はありません。

その他の業務

該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	65,000,000
優先株式	8,000,000
計	73,000,000

当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は7,300万株とし、このうち6,500万株は普通株式、800万株は優先株式とする。ただし、優先株式につき消却または普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月19日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	28,907,262	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	議決権を有しております。
第1回優先株式	8,000,000	同左		(注)
計	36,907,262	同左		

(注) 第1回優先株式の内容については次のとおりであります。

1 優先配当金

優先配当金

毎年決算日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先配当金を支払う。

配当非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

配当非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

2 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき5,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

3 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。

4 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

5 新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日(以下「基準日」という)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初転換価額が1,150円(以下「下限転換価額」という)を下回る場合には、下限転換価額を当初転換価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は に準じて調整される。

転換価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + (\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}) / 1 \text{株当たり時価}) / (\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数})$$

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = (\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}) / \text{転換価額}$$

転換により発行する株式の内容

株式会社琉球銀行普通株式

普通株式への一斉転換

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下一斉転換日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,225,497	86.08	1,270,404	86.11	1,265,278	89.01
コールマネー及び売渡手形		6,300	0.44				
借入金	7,11	8,869	0.62	7,500	0.51	7,567	0.53
外国為替		128	0.01	123	0.01	188	0.01
信託勘定借		21,477	1.51	67,876	4.60	17,790	1.25
その他負債		7,828	0.55	8,948	0.61	7,897	0.56
賞与引当金		487	0.03	464	0.03	470	0.03
退職給付引当金		6,724	0.47	5,394	0.37	5,157	0.36
債権売却損失引当金	16	3,021	0.21			2,052	0.14
特定債務者支援引当金	14	1,532	0.11				
信託元本補填引当金	15	937	0.07				
再評価に係る繰延税金負債	9	1,704	0.12	1,658	0.11	1,658	0.12
支払承諾		53,348	3.75	24,995	1.69	26,894	1.89
負債の部合計		1,337,858	93.97	1,387,366	94.04	1,334,957	93.90
(少数株主持分)							
少数株主持分		900	0.06	755	0.05	683	0.05
(資本の部)							
資本金		44,127	3.10	44,127	2.99	44,127	3.10
資本剰余金		29,632	2.08	29,632	2.01	29,632	2.08
利益剰余金		9,521	0.67	10,800	0.73	10,070	0.71
土地再評価差額金	9	2,467	0.17	2,513	0.17	2,513	0.18
その他有価証券評価差額金		805	0.05	219	0.01	367	0.02
自己株式	13	45	0.00	60	0.00	58	0.00
資本の部合計		84,896	5.97	87,231	5.91	85,917	6.05
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,423,655	100.00	1,475,353	100.00	1,421,558	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,317	100.00	22,359	100.00	45,149	100.00
資金運用収益		16,119		15,981		32,297	
(うち貸出金利息)		(14,860)		(15,100)		(30,013)	
(うち有価証券利息配当金)		(897)		(619)		(1,618)	
信託報酬		1,088		1,111		1,130	
役務取引等収益		2,803		3,053		5,697	
その他業務収益		791		537		1,595	
その他経常収益	1,2	2,514		1,675		4,429	
経常費用		18,366	78.77	20,044	89.65	40,400	89.48
資金調達費用		1,403		1,141		2,599	
(うち預金利息)		(923)		(782)		(1,760)	
役務取引等費用		841		937		1,733	
その他業務費用		103		11		440	
営業経費		10,672		10,470		21,002	
その他経常費用	3	5,345		7,484		14,624	
経常利益		4,951	21.23	2,314	10.35	4,748	10.52
特別利益	4	234	1.00	403	1.80	2,319	5.13
特別損失		39	0.16	79	0.35	85	0.19
税金等調整前中間 (当期)純利益		5,146	22.07	2,638	11.80	6,982	15.46
法人税、住民税及び事業税		183	0.79	318	1.43	124	0.27
法人税等調整額		1,675	7.18	787	3.52	2,479	5.49
少数株主利益 (は少数株主損失)		99	0.43	69	0.31	104	0.23
中間(当期)純利益		3,188	13.67	1,462	6.54	4,482	9.93

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		29,632	29,632	29,632
資本剰余金増加高				
資本剰余金減少高				
資本剰余金中間期末(期末)残高		29,632	29,632	29,632
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		7,209	10,070	7,209
利益剰余金増加高		3,188	1,462	4,769
中間(当期)純利益		3,188	1,462	4,482
連結子会社の減資に伴う利益剰余金増加高				100
持分法適用会社減少による利益剰余金増加高				186
利益剰余金減少高		876	733	1,908
配当金		876	733	1,895
連結子会社の決算期変更に伴う利益剰余金減少高				12
利益剰余金中間期末(期末)残高		9,521	10,800	10,070

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー 税金等調整前中間 (当期)純利益		5,146	2,638	6,982
減価償却費		431	369	826
持分法による投資損益()		734	227	493
貸倒引当金の増加額		3,493	2,806	5,031
投資損失引当金の増加額		199	25	108
債権売却損失引当金の増加額		444	2,052	1,414
特定債務者支援引当金の 増加額		404		1,127
信託元本補填引当金の増加額		52		884
賞与引当金の増加額		0	6	16
退職給付引当金の増加額		324	236	1,241
資金運用収益		16,119	15,981	32,297
資金調達費用		1,403	1,141	2,599
有価証券関係損益()		19	870	1,957
為替差損益()		78	352	87
動産不動産処分損益()		42	78	94
商品有価証券の純増()減		207	2	212
貸出金の純増()減		23,381	40,674	38,218
預金の純増減()		5,380	5,125	45,161
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		111	67	1,413
預け金(日銀預け金等を除く) の純増()減		19,075	766	13
コールローン等の純増()減		52,015	22,406	47,410
コールマネー等の純増減()		2,100		4,200
外国為替(資産)の純増()減		532	57	839
外国為替(負債)の純増減()		38	64	21
信託勘定借の純増減()		8,553	50,085	12,240

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用による収入		16,317	16,880	32,687
資金調達による支出		1,517	1,338	2,834
その他		4,370	503	578
小計		50,852	2,735	56,896
法人税等の支払額		26	98	52
営業活動による キャッシュ・フロー		50,878	2,833	56,948
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		163,811	121,785	254,413
有価証券の売却による収入		65,971	43,363	118,121
有価証券の償還による収入		103,002	77,988	138,399
金銭の信託の増加による支出		10		15
金銭の信託の減少による収入		18		18
動産不動産の取得による支出		141	92	431
動産不動産の売却による収入		3	3	20
投資活動による キャッシュ・フロー		5,032	522	1,699
財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		875	731	1,893
少数株主への配当金支払額		1	1	1
自己株式取得による支出		2	2	8
財務活動による キャッシュ・フロー		879	736	1,904
現金及び現金同等物 に係る換算差額		35	22	35
現金及び現金同等物 の増加額		46,761	4,114	57,189
現金及び現金同等物 の期首残高		89,276	32,174	89,276
連結子会社の決算期変更による 現金及び現金同等物の増加 高				87
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		42,515	28,060	32,174

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 りゅうぎん保証株式会社 株式会社りゅうぎん ディーシー</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。</p> <p>(2) 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社琉球リース</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。</p> <p>(5) 大宝証券株式会社につ いては、自己の計算にお いて所有する議決権と当 行と緊密な者及び同意し ている者が所有する議決 権を合わせて、議決権の 20%以上を所有してい ますが、財務及び事業の 方針の決定に対して重要 な影響を与えることが できないことから、関連 会社に該当いたしません。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 大宝証券株式会社は、 当中間連結会計期間は、 株式売却による議決権所 有割合の減少により、関 連会社に該当いたしませ ん。 なお、前連結会計年度以 前は、自己の計算におい て所有する議決権と当行 と緊密な者及び同意して いる者が所有する議決権 を合わせて、議決権の 20%以上を所有してい ましたが、財務及び事業 の方針の決定に対して重 要な影響を与えることが できないことから、関連 会社に該当しておりませ んでした。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 大宝証券株式会社につ いては、自己の計算にお いて所有する議決権と当 行と緊密な者及び同意し ている者が所有する議決 権を合わせて、議決権の 20%以上を所有してい ますが、財務及び事業の 方針の決定に対して重要 な影響を与えることが できないことから、関連 会社に該当いたしません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 1社 9月末日 5社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 6社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 6社</p> <p>なお、当連結会計年度より、連結子会社のうちりゅうぎん総合管理株式会社の決算日につきましては12月31日から3月31日に変更しております。</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。なお主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にない	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にない

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>が、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,068百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,265百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>が、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、41,545百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>なお、当行は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。</p> <p>当連結会計年度末における返還相当額は7,163百万円であります。</p>
	<p>(9) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		<p>(9) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(10) 特定債務者支援引当金の計上基準</p> <p>再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(11) 信託元本補填引当金の計上基準</p> <p>元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しておりますが、引当にあたっては、信託勘定不良債権の要処理額を根拠にそれに相当する額をもって引当額としております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は7百万円増加、「その他負債」は7百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有していません。</p>	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間に</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>わたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>
	(13)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(10)リース取引の処理方法 同左	(11)リース取引の処理方法 同左
	(14)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計	(11)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失はすべて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。</p> <p>また、リスク管理方針 に定められた許容リスク 量の範囲内にリスク調整 手段となるデリバティブ のリスク量が収まってお り、ヘッジ対象の金利リ スクが減殺されているか どうかを検証すること により、ヘッジの有効性 を評価しております。</p>	<p>損失であり、「マクロヘ ッジ」で指定したそれぞ れのヘッジ手段の残存期 間・想定元本金額に応じ 平成15年度から3年間に わたって、資金調達費用 として期間配分しており ます。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘ ッジ 当行の外貨建金融資 産・負債から生じる為替 変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、繰延ヘ ッジによっております。 前連結会計年度は業種別 監査委員会報告第25号に よる経過措置を適用して おりましたが、当中間連 結会計期間からは、同報 告の本則規定に基づき資 金調達通貨(邦貨)を資金 運用通貨(外貨)に変換す る等の目的で行う為替ス ワップ取引等については、ヘッジ会計を適用し ております。</p> <p>これは、外貨建金銭債 権債務等の為替変動リス クを減殺する目的で行う 為替スワップ取引等をヘ ッジ手段とし、ヘッジ対 象である外貨建金銭債権 債務等に見合うヘッジ手 段の外貨ポジション相当 額が存在することを確認 することによりヘッジの 有効性を評価するもので あります。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ 会計を行っておりませ ん。</p>	<p>上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。</p> <p>また、リスク管理方針 に定められた許容リスク 量の範囲内にリスク調整 手段となるデリバティブ のリスク量が収まってお り、ヘッジ対象の金利リ スクが減殺されているか どうかを検証すること により、ヘッジの有効性 を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ 会計を行っておりませ ん。</p>
	(15)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。	(12)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>(14) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産および資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月未満の定期預金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月未満の定期預金であります。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、前中間連結会計期間(平成13年9月期)は、「その他負債」中の未払費用に計上していましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報N015)により、前連結会計年度(平成14年3月期)から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>この変更により、「その他負債」中の未払費用が487百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式は含まれておりません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,695百万円、延滞債権額は75,560百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,078百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は43,926百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式は含まれておりません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,218百万円、延滞債権額は83,216百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,815百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は44,382百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式は含まれておりません。</p> <p>2 貸出金等のうち、破綻先債権額は5,525百万円、延滞債権額は72,056百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金等のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,596百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は43,467百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																				
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は128,260百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,983百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,401百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,263百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>11,279百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>525百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,650百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>また、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は738百万円でありませす。</p>	有価証券	3,401百万円	預け金	21百万円	貸出金	1,263百万円	その他資産	0百万円	預金	11,279百万円	借入金	525百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は135,632百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,641百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,016百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,223百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>12,004百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,670百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は732百万円でありませす。</p>	有価証券	4,016百万円	預け金	20百万円	貸出金	1,223百万円	その他資産	0百万円	預金	12,004百万円	借入金	400百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は123,645百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,503百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,242百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,232百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>22,243百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>450百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,233百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>また、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は、734百万円でありませす。</p>	有価証券	4,242百万円	預け金	20百万円	貸出金	1,232百万円	その他資産	0百万円	預金	22,243百万円	借入金	450百万円
有価証券	3,401百万円																																					
預け金	21百万円																																					
貸出金	1,263百万円																																					
その他資産	0百万円																																					
預金	11,279百万円																																					
借入金	525百万円																																					
有価証券	4,016百万円																																					
預け金	20百万円																																					
貸出金	1,223百万円																																					
その他資産	0百万円																																					
預金	12,004百万円																																					
借入金	400百万円																																					
有価証券	4,242百万円																																					
預け金	20百万円																																					
貸出金	1,232百万円																																					
その他資産	0百万円																																					
預金	22,243百万円																																					
借入金	450百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,026百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、151,442百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、138,711百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>		<p>5,944百万円</p>
<p>10 動産不動産の減価償却累計額 20,649百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 19,498百万円</p>	<p>10 動産不動産の減価償却累計額 20,582百万円</p>
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,300百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,300百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,300百万円が含まれております。</p>
<p>12 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託91,218百万円であります。</p>	<p>12 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託67,869百万円であります。</p>	<p>12 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託80,166百万円であります。</p>
		<p>13 連結会社並びに関連会社が保有する当行の株式の数</p>
		<p>普通株式 23千株</p>
		<p>14 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援の終了に伴い、全額を取り崩しております。</p>
		<p>15 信託元本補填引当金は、「注記事項(連結損益計算書関係)1.」に記載のとおり、当連結会計年度は全額を取り崩しております。</p>
	<p>16 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しておりますが、担保処分完了に伴い、全額を取り崩しております。</p>	

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>3 その他経常費用の中には、貸出金償却1,315百万円、貸倒引当金繰入額1,690百万円及び株式等償却251百万円が含まれております。</p> <p>4 特別利益の中には、償却債権取立益234百万円が含まれております。</p>	<p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,264百万円及び貸出金償却2,472百万円が含まれております。</p> <p>4 特別利益には、償却債権取立益400百万円が含まれております。</p>	<p>1 その他経常収益の中には、信託元本補填引当金戻入益884百万円、債権売却損失引当金戻入益65百万円が含まれております。</p> <p>信託元本補填引当金戻入益は、信託勘定内での不良債権処理をすすめた結果、当連結会計年度末において、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、将来発生する可能性のある損失が見込まれないことから、信託元本補填引当金全額を取り崩しております。</p> <p>2 その他経常収益中、特定債務者支援引当金戻入益1,127百万円は、同額をその他の経常費用の中の貸出金償却と相殺しております。</p> <p>3 その他の経常費用の中には、貸出金償却7,354百万円及び株式等償却2,841百万円が含まれております。</p> <p>4 その他の特別利益1,624百万円は、当行の厚生年金基金の代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識したことにより計上したものであります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																				
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成14年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>63,129</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>201</td></tr> <tr><td>金融有利利息預け金</td><td>20,029</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>236</td></tr> <tr><td>外貨預け金</td><td>146</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>42,515</td></tr> </table>	現金預け金勘定	63,129	3ヵ月超の定期預け金	201	金融有利利息預け金	20,029	金融無利息預け金	236	外貨預け金	146	現金及び現金同等物	42,515	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成15年 9月30日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>28,845</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>141</td></tr> <tr><td>金融有利利息預け金</td><td>32</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>555</td></tr> <tr><td>外貨預け金</td><td>56</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>28,060</td></tr> </table>	現金預け金勘定	28,845	3ヵ月超の定期預け金	141	金融有利利息預け金	32	金融無利息預け金	555	外貨預け金	56	現金及び現金同等物	28,060	<p>(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成15年 3月31日現在</p> <table> <tr><td>現金預け金勘定</td><td>33,726</td></tr> <tr><td>3ヵ月超の定期預け金</td><td>141</td></tr> <tr><td>金融有利利息預け金</td><td>1,029</td></tr> <tr><td>金融無利息預け金</td><td>301</td></tr> <tr><td>外貨預け金</td><td>79</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>32,174</td></tr> </table>	現金預け金勘定	33,726	3ヵ月超の定期預け金	141	金融有利利息預け金	1,029	金融無利息預け金	301	外貨預け金	79	現金及び現金同等物	32,174
現金預け金勘定	63,129																																					
3ヵ月超の定期預け金	201																																					
金融有利利息預け金	20,029																																					
金融無利息預け金	236																																					
外貨預け金	146																																					
現金及び現金同等物	42,515																																					
現金預け金勘定	28,845																																					
3ヵ月超の定期預け金	141																																					
金融有利利息預け金	32																																					
金融無利息預け金	555																																					
外貨預け金	56																																					
現金及び現金同等物	28,060																																					
現金預け金勘定	33,726																																					
3ヵ月超の定期預け金	141																																					
金融有利利息預け金	1,029																																					
金融無利息預け金	301																																					
外貨預け金	79																																					
現金及び現金同等物	32,174																																					

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,078百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,094百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,675百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,677百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>403百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>417百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>247百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>187百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>435百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>241百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>226百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>7百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	2,078百万円	その他	16百万円	合計	2,094百万円	動産	1,675百万円	その他	2百万円	合計	1,677百万円	動産	403百万円	その他	14百万円	合計	417百万円	1年内	247百万円	1年超	187百万円	合計	435百万円	支払リース料	241百万円	減価償却費相当額	226百万円	支払利息相当額	7百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>609百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>609百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>430百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>430百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>178百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>178百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>108百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>77百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>186百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>83百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>77百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	609百万円	その他	百万円	合計	609百万円	動産	430百万円	その他	百万円	合計	430百万円	動産	178百万円	その他	百万円	合計	178百万円	1年内	108百万円	1年超	77百万円	合計	186百万円	支払リース料	83百万円	減価償却費相当額	77百万円	支払利息相当額	2百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,349百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,349百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,092百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,092百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>257百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>257百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>136百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>132百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>268百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>413百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>386百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>12百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	1,349百万円	その他	百万円	合計	1,349百万円	動産	1,092百万円	その他	百万円	合計	1,092百万円	動産	257百万円	その他	百万円	合計	257百万円	1年内	136百万円	1年超	132百万円	合計	268百万円	支払リース料	413百万円	減価償却費相当額	386百万円	支払利息相当額	12百万円
動産	2,078百万円																																																																																											
その他	16百万円																																																																																											
合計	2,094百万円																																																																																											
動産	1,675百万円																																																																																											
その他	2百万円																																																																																											
合計	1,677百万円																																																																																											
動産	403百万円																																																																																											
その他	14百万円																																																																																											
合計	417百万円																																																																																											
1年内	247百万円																																																																																											
1年超	187百万円																																																																																											
合計	435百万円																																																																																											
支払リース料	241百万円																																																																																											
減価償却費相当額	226百万円																																																																																											
支払利息相当額	7百万円																																																																																											
動産	609百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	609百万円																																																																																											
動産	430百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	430百万円																																																																																											
動産	178百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	178百万円																																																																																											
1年内	108百万円																																																																																											
1年超	77百万円																																																																																											
合計	186百万円																																																																																											
支払リース料	83百万円																																																																																											
減価償却費相当額	77百万円																																																																																											
支払利息相当額	2百万円																																																																																											
動産	1,349百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,349百万円																																																																																											
動産	1,092百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,092百万円																																																																																											
動産	257百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	257百万円																																																																																											
1年内	136百万円																																																																																											
1年超	132百万円																																																																																											
合計	268百万円																																																																																											
支払リース料	413百万円																																																																																											
減価償却費相当額	386百万円																																																																																											
支払利息相当額	12百万円																																																																																											

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,335	10,533	197	198	0
地方債	6,807	6,966	158	158	
社債	19,821	20,294	473	535	61
その他					
合計	36,964	37,794	830	892	62

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	7,131	6,175	956	695	1,651
債券	138,946	139,332	386	492	106
国債	100,403	100,684	280	302	21
地方債	2,908	2,937	29	30	0
社債	35,634	35,711	76	160	83
その他	12,941	12,140	801	11	812
合計	159,019	157,649	1,370	1,200	2,570

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で株式及び投資信託について349百万円減損処理を行なっております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,789

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	15,034	15,050	16	92	76
地方債	10,848	10,626	221	63	284
社債	15,805	16,143	337	337	
その他					
合計	41,688	41,821	132	493	360

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	7,379	9,063	1,684	2,142	458
債券	126,992	125,956	1,035	199	1,235
国債	95,945	94,899	1,046	65	1,111
地方債	4,616	4,577	38	11	50
社債	26,430	26,480	49	122	73
その他	21,870	21,589	281	50	331
合計	156,243	156,610	366	2,391	2,025

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当中間連結会計期間において、その他有価証券で株式について0百万円減損処理を行なっております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,890
その他	350

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額金(百万円)
売買目的有価証券	114	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,025	10,370	345	345	0
地方債	6,807	7,114	306	306	
社債	18,910	19,363	452	454	1
合計	35,743	36,848	1,104	1,105	1

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	4,724	4,808	83	552	468
債券	143,971	143,790	181	353	534
国債	114,051	113,631	420	101	522
地方債	2,765	2,796	31	32	0
社債	27,154	27,362	207	219	11
その他	12,840	12,326	514	20	534
合計	161,536	160,924	611	925	1,537

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で株式及び投資信託について3,219百万円減損処理を行っております。これは、下落率50%以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30%以上50%未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30%以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
国債	304	304	0

(売却の理由) 連結子会社(株式会社りゅうぎんディーシー)が余資運用方針の見直しに伴い売却したものとあります。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	114,109	1,543	12

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,706
事業債	400
外貨外国証券	0

7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券3百万円の保有目的を「満期保有目的の債券売却」の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による連結貸借対照表への影響は軽微であります。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	92,631	46,604	17,217	23,480
国債	81,638	10,360	8,176	23,480
地方債	2	3,796	5,806	
社債	10,990	32,448	3,234	
その他	1,253	7,924	2,421	353
合計	93,884	54,529	19,638	23,833

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表に計上されている金銭の信託は、合同運用の金銭信託であります。

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表に計上されている金銭の信託は、合同運用の金銭信託であります。

前連結会計年度末

連結貸借対照表に計上されている金銭の信託は、合同運用の金銭信託であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,370
その他有価証券	1,370
(+)繰延税金資産	559
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	810
()少数株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	805

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	366
その他有価証券	366
()繰延税金負債	145
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	221
()少数株主持分相当額	1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	219

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	611
その他有価証券	611
(+)繰延税金資産	243
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	368
()少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	367

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップは、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	30,070	212	212

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結決算書に計上しておりますので、上記記載金額から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
	売建	
店頭	買建	
	為替予約	
	売建	52
	買建	73
	通貨オプション	
	売建	
	買建	
その他		
売建		
買建		

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	3,560	214	11
	合計		214	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	119	6	6
	合計		6	6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引であります。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置づけており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取組み致しておりません。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクにつきましては、金融商品の金利変動により生じる金利リスク、為替変動より生じる為替リスク、取引対象資産の価格変動により生じる価格変動リスクであり、取引商品の流動性にも左右されるものであります。また、信用リスクは債務契約の相手方が破綻等により履行を怠った場合に、当行が被ることとなるリスクであります。

(4) リスクの管理体制

リスク管理体制につきましては、市場部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場部門につきましては、取引の約定を行なう市場取引部門(フロントオフィス)と、運用規定・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門(ミドルオフィス)、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行なう後方事務部門(バックオフィス)間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始し、ヘッジの有効性に関しては、公認会計士協会の実務指針に則り、リスク管理部がこれを確認しております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	22,664	357	357

先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引き直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引き直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
店頭	売建	
	買建	
	為替予約	
	売建	229
	買建	42
	通貨オプション	
	売建	
	買建	
その他	売建	
	買建	

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)及び
 当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び
 前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)及び
 当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び
 前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)及び
 当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び
 前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,561.66	1,635.84	1,569.45
1株当たり中間(当期)純利益	円	100.45	50.64	134.46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	48.87	25.57	65.57

(注) 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,561.66	1,597.44
1株当たり中間(当期)純利益	円	100.45	135.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	48.87	65.72

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益	円	100.45	50.64	134.46
中間(当期)純利益	百万円	3,188	1,462	4,482
普通株主に帰属しない金額	百万円	300		600
うち利益処分による 優先配当額	百万円	300		600
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	2,888	1,462	3,882
普通株式の期中平均株式数	千株	28,750	28,873	28,878
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	48.87	25.57	65.57
中間(当期)純利益調整額	百万円	0	0	0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円	0	0	0
普通株式増加数	千株	30,349	28,328	30,349
うち優先株式の普通株式 への転換	千株	30,349	28,328	30,349

(重要な後発事象)

該当ありません

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	62,890	4.43	28,687	1.95	33,568	2.37
コールローン		54,413	3.83	68,225	4.64	49,808	3.51
買入金銭債権		4	0.00	3,993	0.27	4	0.00
商品有価証券		120	0.01	112	0.01	114	0.01
有価証券	1,7	201,056	14.17	205,038	13.93	203,288	14.34
投資損失引当金		2,028	0.14	2,144	0.14	2,118	0.14
貸出金	2,3, 4,5,6, 8,19	1,003,316	70.70	1,104,784	75.09	1,064,397	75.08
外国為替	6	577	0.04	327	0.02	270	0.02
その他資産	7	9,980	0.70	5,448	0.37	5,579	0.39
動産不動産	7,9, 10,13	23,034	1.62	22,498	1.53	22,853	1.61
繰延税金資産		27,842	1.96	25,325	1.72	26,717	1.88
支払承諾見返	19	53,187	3.75	24,870	1.69	26,750	1.88
貸倒引当金		15,255	1.07	16,007	1.08	13,528	0.95
資産の部合計		1,419,140	100.00	1,471,158	100.00	1,417,705	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,228,606	86.58	1,272,594	86.50	1,267,342	89.39
売渡手形		6,300	0.44				
借入金	11	4,644	0.33	4,600	0.31	4,617	0.33
外国為替		128	0.01	123	0.01	188	0.01
信託勘定借		21,477	1.51	67,876	4.62	17,790	1.26
その他負債		4,869	0.34	5,959	0.41	5,119	0.36
賞与引当金		450	0.03	429	0.03	432	0.03
退職給付引当金		6,675	0.47	5,340	0.36	5,106	0.36
債権売却損失引当金	22	3,021	0.21			2,052	0.14
特定債務者支援引当金	20	1,532	0.11				
信託元本補填引当金	21	937	0.07				
再評価に係る繰延税金負債	13	1,704	0.12	1,658	0.11	1,658	0.12
支払承諾		53,187	3.75	24,870	1.69	26,750	1.89
負債の部合計		1,333,536	93.97	1,383,454	94.04	1,331,059	93.89
(資本の部)							
資本金	14	44,127	3.11	44,127	3.00	44,127	3.11
資本剰余金		29,632	2.09	29,632	2.01	29,632	2.09
資本準備金		29,632		29,632		29,632	
利益剰余金	16	10,187	0.71	11,226	0.76	10,752	0.76
利益準備金		498		849		702	
任意積立金		5,911		8,115		5,911	
優先株式消却積立金		5,911		8,115		5,911	
中間(当期)未処分利益		3,777		2,261		4,137	
土地再評価差額金	13,17	2,467	0.17	2,513	0.17	2,513	0.17
その他有価証券評価差額金		805	0.05	219	0.02	367	0.02
自己株式	18	5	0.00	14	0.00	11	0.00
資本の部合計		85,603	6.03	87,704	5.96	86,645	6.11
負債及び資本の部合計		1,419,140	100.00	1,471,158	100.00	1,417,705	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,500	100.00	20,912	100.00	41,087	100.00
資金運用収益		16,016		15,792		31,991	
(うち貸出金利息)		(14,656)		(14,904)		(29,608)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,000)		(627)		(1,719)	
信託報酬		1,088		1,111		1,130	
役務取引等収益		2,138		2,364		4,359	
その他業務収益		791		537		1,595	
その他経常収益	2,3	466		1,106		2,010	
経常費用		16,353	79.77	18,999	90.85	36,558	88.98
資金調達費用		1,362		1,116		2,529	
(うち預金利息)		(923)		(782)		(1,761)	
役務取引等費用		1,143		1,257		2,353	
その他業務費用		103		11		440	
営業経費	1	10,200		10,053		20,079	
その他経常費用	4	3,542		6,560		11,155	
経常利益		4,147	20.23	1,913	9.15	4,528	11.02
特別利益	5	225	1.10	391	1.87	2,300	5.59
特別損失		39	0.19	79	0.38	84	0.20
税引前中間(当期)純利益		4,333	21.14	2,225	10.64	6,744	16.41
法人税、住民税及び事業税		11	0.05	13	0.06	23	0.05
法人税等調整額		1,771	8.64	1,004	4.80	2,583	6.29
中間(当期)純利益		2,550	12.44	1,208	5.78	4,137	10.07
前期繰越利益		1,227		1,053		1,227	
中間配当額						1,022	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						204	
中間(当期)未処分利益		3,777		2,261		4,137	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～50年 動産 2年～10年	(1) 動産不動産 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 5年～50年 動産: 2年～10年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,068百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,265百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、41,545百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(2) 投資損失引当金 予め定めている償却引当基準に則り、匿名組合に対する出資金について、取得した担保不動産の価額下落を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 なお、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置 を適用し、当該認可の日 において代行部分に係る 退職給付債務と返還相当 額の年金資産を消滅した ものとみなして処理して おります。 当期末における返還相 当額は7,163百万円であ ります。
	(5) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に 売却した不動産担保付債 権の担保価値を勘案し、 将来発生する可能性のあ る損失を見積もり、必要 と認められる額を計上し ております。	(5) 債権売却損失引当金	(5) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に 売却した不動産担保付債 権の担保価値を勘案し、 将来発生する可能性のあ る損失を見積もり、必要 と認められる額を計上し ております。
	(6) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている 特定の債務者に対し、将 来発生する支援額を合理 的に見積もり、必要と認 められる額を計上してい ります。	(6) 特定債務者支援引当金	(6) 特定債務者支援引当金
	(7) 信託元本補填引当金 元本補填契約を行って いる信託の受託財産に対 し、将来発生する可能性 のある損失を見積もり、 必要と認められる額を計 上しておりますが、引当 にあたっては、信託勘定 不良債権の要処理額を根 拠にそれに相当する額を もって引当額としており ます。	(7) 信託元本補填引当金	(7) 信託元本補填引当金
6 外貨建て資産及び 負債の本邦通貨へ の換算基準	外貨建資産・負債は、中 間決算日の為替相場による 円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、中 間決算日の為替相場による 円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理 につきましては、前事業年 度は「銀行業における外貨 建取引等の会計処理に関す る会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25 号。以下「業種別監査委員	外貨建資産・負債は、決 算日の為替相場による円換 算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理 につきましては、従来、 「銀行業における外貨建取 引等の会計処理に関する当 面の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告第 20号)を適用してありまし たが、当事業年度からは 「銀行業における外貨建取

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8 ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は7百万円増加、「その他負債」は7百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>	<p>引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
7 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	(1)金利リスク・ヘッジ 当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失はすべて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失であり、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。 (2)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものがあります。	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
10 その他財務諸表作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産および資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、前中間期(平成13年9月期)は、「その他負債」中の未払費用に計上していましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター 審理情報N015)により、前事業年度(平成14年3月期)から「賞与引当金」として表示しております。この変更により、その他負債が450百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産および資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 130百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,261百万円、延滞債権額は70,574百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,977百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,238百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,051百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 180百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,980百万円、延滞債権額は78,171百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,690百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,654百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は129,496百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 180百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,187百万円、延滞債権額は67,388百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,509百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,694百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,780百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																								
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,983百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>3,401百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>11,279百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券60,647百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は734百万円であります。</p>	有価証券	3,401百万円	預け金	21百万円	その他資産	0百万円	預金	11,279百万円	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,641百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>4,016百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>12,004百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券56,670百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は730百万円であります。</p>	有価証券	4,016百万円	預け金	20百万円	その他資産	0百万円	預金	12,004百万円	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,503百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>4,242百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>22,243百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券55,230百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>なお、子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p>	有価証券	4,242百万円	預け金	20百万円	その他資産	0百万円	預金	22,243百万円
有価証券	3,401百万円																									
預け金	21百万円																									
その他資産	0百万円																									
預金	11,279百万円																									
有価証券	4,016百万円																									
預け金	20百万円																									
その他資産	0百万円																									
預金	12,004百万円																									
有価証券	4,242百万円																									
預け金	20百万円																									
その他資産	0百万円																									
預金	22,243百万円																									

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,246百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,617百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,865百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
9 動産不動産の減価償却累計額 20,596百万円	9 動産不動産の減価償却累計額 19,437百万円	9 動産不動産の減価償却累計額 20,525百万円
10 動産不動産の圧縮記帳額 344百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)	10 動産不動産の圧縮記帳額 344百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	10 動産不動産の圧縮記帳額 344百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)
11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,300百万円が含まれております。	11 同左	11 同左
12 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託91,218百万円であります。	12 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託67,869百万円であります。	12 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託80,166百万円であります。
13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出	13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出	13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,944百万円
		14 会社が発行する株式の総数 普通株式 65,000千株 優先株式 8,000千株 発行済株式総数 普通株式 28,907千株 優先株式 8,000千株

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
	<p>19 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 15,782百万円</p> <p>22 債権売却損失引当金は、(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上していましたが、担保処分完了に伴い、全額を取り崩しております。</p>	<p>15 (資本準備金、利益準備金)による欠損てん補 欠損てん補に充当された金額 19,804百万円 欠損てん補を行った年月 平成12年6月</p> <p>16 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額はありません。</p> <p>17 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号:改正平成11年3月31日法律第24号)第7条の2の規定により利益の配当の限度額を計算するときに控除すべき土地再評価差額金は2,513百万円であります。</p> <p>18 会社が保有する自己株式の数 普通株式 8千株</p> <p>19 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 18,558百万円</p> <p>20 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対する支援の終了に伴い、全額を取り崩しております。</p> <p>21 信託元本補填引当金は、「注記事項(損益計算書関係) 2」に記載のとおり、当期は全額を取り崩しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)								
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">429百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> </table> <p>4 その他経常費用の中には、資産の自己査定の結果に基づき貸倒引当金等へ繰入れた1,239百万円、貸出金償却1,179百万円、及び特定債務者支援引当金繰入額404百万円が含まれております。</p> <p>5 特別利益の中には、償却債権取立益225百万円が含まれております。</p>	建物・動産	429百万円	その他	50百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">364百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">64百万円</td> </tr> </table> <p>4 その他経常費用には、資産の自己査定の結果に基づき貸倒引当金等へ繰入れた3,790百万円及び貸出金償却2,328百万円が含まれております。</p> <p>5 特別利益には、償却債権取立益389百万円が含まれております。</p>	建物・動産	364百万円	その他	64百万円	<p>2 「その他の経常収益」の中には、信託元本補填引当金戻入益884百万円、債権売却損失引当金戻入益65百万円が含まれております。</p> <p>「信託元本補填引当金戻入益」は、信託勘定内での不良債権処理をすすめた結果、当事業年度末において、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、将来発生する可能性のある損失が見込まれないことから、信託元本補填引当金全額を取り崩しております。</p> <p>3 「その他の経常収益」中、特定債務者支援引当金戻入益1,127百万円は、同額を貸出金償却と相殺しております。</p> <p>5 「その他の特別利益」1,624百万円は、厚生年金基金の代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識したことにより計上したものであります。</p>
建物・動産	429百万円									
その他	50百万円									
建物・動産	364百万円									
その他	64百万円									

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p> 動産 2,024百万円</p> <p> その他 16百万円</p> <p> 合計 2,040百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p> 動産 1,648百万円</p> <p> その他 2百万円</p> <p> 合計 1,650百万円</p> <p>中間期末残高相当額</p> <p> 動産 375百万円</p> <p> その他 14百万円</p> <p> 合計 390百万円</p> <p>・未経過リース料中間期末残高相当額</p> <p> 1年内 236百万円</p> <p> 1年超 169百万円</p> <p> 合計 406百万円</p> <p>・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p> 支払リース料 235百万円</p> <p> 減価償却費相当額 220百万円</p> <p> 支払利息相当額 6百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p> リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p> 動産 560百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 560百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p> 動産 397百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 397百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p> 動産 162百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 162百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p> 1年内 98百万円</p> <p> 1年超 71百万円</p> <p> 合計 169百万円</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p> 支払リース料 77百万円</p> <p> 減価償却費相当額 72百万円</p> <p> 支払利息相当額 2百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p> リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p> 動産 1,295百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 1,295百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p> 動産 1,059百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 1,059百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p> 動産 235百万円</p> <p> その他 百万円</p> <p> 合計 235百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p> 1年内 125百万円</p> <p> 1年超 119百万円</p> <p> 合計 245百万円</p> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p> 支払リース料 400百万円</p> <p> 減価償却費相当額 375百万円</p> <p> 支払利息相当額 10百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p> リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	69,975	76.45		
その他債権	80	0.09	0	0.00
銀行勘定貸	21,477	23.46	67,876	100.00
合計	91,533	100.00	67,876	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
指定金銭信託	91,533	100.00	67,876	100.00
合計	91,533	100.00	67,876	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託リスク管理債権の状況

前中間会計期間末

貸出金69,975百万円のうち、破綻先債権額は489百万円、延滞債権額は11,124百万円、3か月以上延滞債権額は104百万円、貸出条件緩和債権額は3,003百万円です。また、これらの債権額の合計額は14,722百万円です。

当中間会計期間末

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第87期)	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	平成15年6月27日 関東財務局長に提出
---------------------	----------------	-----------------------------	-------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社琉球銀行

取締役頭取 大城 勇夫 殿

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎
関与社員

関与社員 公認会計士 山 城 三 恵 子

沖縄県那覇市久茂地二丁目5番9号

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月18日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎
関与社員

関与社員 公認会計士 山 城 三 恵 子

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社琉球銀行

取締役頭取 大城 勇夫 殿

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎
関与社員

関与社員 公認会計士 山 城 三 恵 子

沖縄県那覇市久茂地二丁目5番9号

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社琉球銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月18日

株式会社琉球銀行
取締役会 御中

くもじ監査法人

代表社員 公認会計士 翁 長 良 禎
関与社員

関与社員 公認会計士 山 城 三 恵 子

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。